

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 復興庁												
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）													
要望項目名	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の拡充													
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成33年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却ができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取得時期</td> <td style="width: 35%;">～31年3月31日</td> <td style="width: 35%;">31年4月1日～33年3月31日</td> </tr> <tr> <td>特別償却率</td> <td>50% (福島県:即時償却)</td> <td>34% (福島県:即時償却)</td> </tr> </table> <p>また、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして税額控除の適用ができる。</p> <p>(制度経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度 創設</li> <li>・ 平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年延長</li> </ul> <p>・ 特例措置の内容 本特例措置について、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得等した研究開発用資産について、平成31年3月31日までに取得したものと同一50%の特別償却率に拡充する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取得時期</td> <td style="width: 35%;">～31年3月31日</td> <td style="width: 35%;">31年4月1日～33年3月31日</td> </tr> <tr> <td>特別償却率</td> <td>50% (福島県:即時償却)</td> <td><u>50%</u>・34% (福島県:即時償却)</td> </tr> </table> <p>・ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p> <p>※雇用等被害地域 東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定めており、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に雇用等被害地域が定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>関係条文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災復興特別区域法第39条</li> <li>○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の5、第25条の5</li> <li>○ 地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第1項</li> </ul> </div>		取得時期	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日	特別償却率	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)	取得時期	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日	特別償却率	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)
取得時期	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日												
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)												
取得時期	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日												
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)												
減収見込額	<p>[初年度] ▲7 ( - ) [平年度] ▲7 ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位:百万円)</p>													

要望理由

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興の「総仕上げ」に向け、投資を促進し、雇用機会の確保を図る必要がある。

また、福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示解除がなされるなど、本格的な再生・復興に向けスタートを切ったところであり、引き続き、官民合同チーム等による支援を通じ被災事業者等の事業再開等を支援していく必要がある。

(2) 施策の必要性

①事業活動の状況

岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「事業所数」H29.6/H22.12:3県沿岸等79%。全国平均85%)非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、気仙沼市63%、女川町64%、陸前高田市71%、大槌町75%等)

また、企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県84%(H29.8)、宮城県80%(H30.3)、福島県66%(H30.3)となっている。

岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「製造品出荷額」H28/H22:3県沿岸等89%。全国平均104%)非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町49%、気仙沼市71%、大槌町73%、山元町76%等)また、東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査(H29.6)では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、45%と半数に満たない。

②雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「従業者数」H29.6/H22.12:3県沿岸等86%。全国平均99%)非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町52%、気仙沼市60%、陸前高田市67%、女川町67%等)

研究開発は雇用確保のみならず、生産の押し上げ効果も期待される場所であり、被災地の産業再生に寄与するものである。

また、岩手県、宮城県の復興計画・総合計画等において、引き続き研究開発を行う企業の誘致、集積を図ることとしている。

(岩手県ふるさと振興総合戦略(平成29年11月改訂)抜粋)

次世代自動車、海洋エネルギー産業などの次世代産業や震災復興に向けたニーズについて、産学官が方向性を共有しながら、それぞれの強みを生かした有力研究シーズの応用化の研究開発を推進します。

(岩手県復興推進計画第2号抜粋)

沿岸部に医薬品の研究開発・製造を行う会社などが立地していることや、研究機関と連携を図り、新製品・新合成技術の開発を進める下地があることなどを踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる医療薬品関連産業の集積を図る。

(宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画(平成30年3月策定)抜粋)

企業立地奨励金等の活用、事業用地の確保に加え、関係機関と連携した技術力の向上支援や企業間ネットワークの強化などにより、経済波及効果の高い企業の本県への誘致・集積を図るほか、東北各県と連携した放射光施設など最先端研究施設の誘致を推進するとともに、高度電子機械産業やクリーンエネルギー等環境関連産業など成長が見込まれる企業活動を促し、集積促進を図ります。また、技術開発等による新たな価値の創出及び次世代素材の活用やイノベーションの促進を図ります。

(宮城県復興推進計画第1号抜粋)

東北大学をはじめとする世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業との連携、外資系企業等の研究開発部門の誘致活動を展開するなど、グローバルな産業エリアを創出するほか、地元企業の国際競争力向上を図るため、成長の著しいアジア等で販路開拓・拡大を促進するなど、グローバルなビジネス展開を支援する。

このため、上述の様な、事業活動の状況、雇用の状況等を勘案し、また、地方公共団体からの要望や与党提言等も踏まえ、本特例措置について津波被災地域(雇用等被害地域を含む市町村の区域内)における特別償却率について、平成31年3月31日までの率を、平成33年3月31日まで適用することを要望する。

本要望に 対応する 縮減案	-
ページ	5—3

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において研究開発を行う事業者等の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	平成30年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を100件行っている。うち、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）では33件の指定を行っている。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成31年度、平成32年度の2年間で10件の指定が見込まれる ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を拡充することにより、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）の復興産業集積区域における研究開発を促進し、新たな産業の創出・集積、雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条、第38条及び第40条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ研究開発のための投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
ページ		5—4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 30 年 3 月末までに、東日本大震災復興特別区域法第 39 条に基づく指定を 100 件行っている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、被災地の復興産業集積区域における研究開発を促進することで、雇用の確保を図るとともに新たな産業の創出や発展に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>復興産業集積区域において研究開発を行う事業者等の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 28 年度からの 5 年間で 45 件の指定を見込んでいたが、平成 28 年度、29 年度の 2 年間で 9 件の指定にとどまっている。 研究開発を行う企業の誘致が進んでいないことによる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 28 年度 福島県以外の特別償却率を見直したうえ 5 年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>5—5</p>